

輸出許可申請書類（様式D5） の作成に関する注意点

2025年5月

貿易経済安全保障局 貿易管理部 安全保障貿易審査課

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4p
- 輸出許可申請に必要なとなる書類・・・・・・・・・・ 5p
- ケーススタディ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6p
 - JETファイルに関する注意点・・・・・・・・・・ 8p
 - JETファイルでよくある間違い・・・・・・・・・・ 9p
 - 契約書等に関する注意点・・・・・・・・・・ 17p
 - 該非判定書に関する注意点・・・・・・・・・・ 18p
 - 需要者等の事業内容および存在確認に資する資料に関する注意点・・・・・・・・ 19p
 - 需要者等の誓約書（EUC）に関する注意点・・・・・・・・ 25p
 - 需要者等の誓約書（EUC）でよくある間違い・・・・・・・・ 26p
 - 当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する注意点・・・・ 30p
 - 当該貨物を使用する最終製品の製造工程でよくある間違い・・・・・・・・ 31p
 - 当該貨物を使用するプラントの配管系統図でよくある間違い・・・・・・・・ 32p

- 間違いを防止するための主な対応 33p
- まとめ 35p

(参考)

- 仕向地の記載方法 10p
- 登記情報が記載された文書の例 23p
- 許可証発行までの所要期間 34p

はじめに

- 外為法の輸出令別表第一に記載された貨物を輸出する場合は、経済産業大臣に輸出許可申請を行い、許可を得る必要があります。
- しかし、輸出許可申請においてJETファイルや誓約書（EUC）等での記載漏れや誤記、書類の不足がある場合、申請者においてJETファイルの修正や資料の作り直しが発生するだけでなく、経済産業省の審査官においても修正内容の再確認が必要になるため、その分、受理および許可証発行までに多くの時間を要することになります。
- 本資料では、提出書類：D5に該当する申請書類について、輸出許可申請でよくある間違いおよび注意点等を説明しています。輸出許可申請の際は、本資料を参考に適切な輸出許可申請に努めていただければ幸いです。

輸出許可申請に必要な書類

- 提出書類：D5に該当する貨物の輸出許可申請を行う場合は、次の書類を提出してください。
- なお、申請内容によっては追加資料を求める場合があります。

	提出すべき書類	左記の書類の例
1	契約書等の写し	申請貨物に関する契約書や発注書等、貨物の取引等を確認できる書類（輸出者から需要者までの一連のもの）
2	輸出令別表第1の記載項目との対比表等	該非判定書等、貨物が輸出令別表第一の3項に該当することが確認できる書類
3	カタログ又は仕様書等の技術資料	申請貨物のカタログや仕様書等、貨物のスペックが分かる資料 ※該非判定の根拠となる情報が確認できるもの（ポンプであれば、最大吐出量、接液部の材質）
4	需要者等の事業内容および存在確認に資する資料	商流・物流に関わるすべての事業者（需要者のみならず買主、荷受人、仲介者）に関する資料の提出が必要。会社名、事業内容、本社住所（使用場所が需要者本社と異なる場合は、使用場所住所も含める）等が確認できる公的または公表資料（登記簿、会社ホームページ等）
5	需要者等の誓約書の写し、および誓約書の署名者（サイナー）の氏名・肩書き確認に資する資料	● 誓約書（EUC）は、下記URLから該当する貨物の項番の提出書類欄をクリックし、該当する様式の誓約書を用いたもの https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply09.html ● サイナーの氏名・肩書きは需要者の登記簿やホームページの該当箇所等
6	当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料	● 当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造工程を示したもの（最終製品を製造する上で、当該貨物をどの工程で使用するのかが分かるフロー図等） ● プラントの配管系統図等、当該貨物の設置場所・数量を確認できるもの

その他の貨物の場合を含め、詳細は右記URLのページをご確認ください。 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply09.html>

ケーススタディ

- 次の取引を例に、JETファイルや各書類に関する注意点および輸出許可申請でよくある間違いを説明します。

関係者

- ・ 輸出者 : ABC Engineering Co.,Ltd.
住所 : 1-2-3 ,ABC-Ku, Tokyo, JAPAN
- ・ 買主・荷受人 : DEF Trading Co.,Ltd.
住所 : Room 123, DEF Building, No.1 A Road, Pudong, SHANGHAI, CHINA
- ・ 需要者 : XYZ Chemical Co.,Ltd.
住所 : No.2 C Road, D Economic Development Zone, Jiaxing, Zhejiang, China
貨物使用場所 : No.17 P Road, Q town, R city, Zhejiang, China

**本ケーススタディに示す関係者名
や貨物等は全て架空のものです**

貨物

Magnet Pump ABC-123 2Pc 単価500,000円 計1,000,000円
Magnet Pump ABC-600 1Pc 単価800,000円 } 総価額1,800,000円

用途

半導体用薬剤（〇〇）の製造工程で原料をタンクから反応槽に移送するポンプおよび製造した薬剤を製品タンクに移送するポンプとして使用（既存のポンプの交換品・予備品）

仕向地

中国（経由地：台湾基隆（Keelung））

- 輸出者と買主間の契約書等（契約書や発注書等、取引内容が分かるもの）、買主と需要者間の契約書等は、次のものとします。

輸出者と買主間の発注書

Purchase Order

No: 2024-ABC-001
Date: 2024/12/01

Seller: ABC Engineering Co.,Ltd.
Address : 1-2-3 ,ABC-Ku, Tokyo, JAPAN

Buyer: DEF Trading Co.,Ltd.
Address : Room 123, DEF Building, No.1 A Road,
Pudong, SHANGHAI, CHINA

	Q'ty /	Unit Price /	Amount
Item1: Magnet Pump			
ABC-123	2Pc /	500,000 /	1,000,000
Item2: Magnet Pump			
ABC-600	1Pc/	800,000 /	800,000
<u>Total Amount(JPY)1,800,000</u>			

FOB Yokohama
.

買主と需要者間の発注書

PURCHASE ORDER

No: XYZ241110
Date: 2024/11/20

Seller: DEF Trading Co.,Ltd.
Address : P. R. OF CHINA Room 123, DEF Building,
No.1 A Road, Pudong, SHANGHAI, CHINA

Buyer:XYZ Chemical Co.,Ltd.
Address : No.2 C Road, D Economic Development
Zone, Jiaxing, Zhejiang, China

Item

1: Magnet Pump ABC-123	2Pc	CNY	•	•	•	•	•
2: Magnet Pump ABC-600	1Pc	CNY	•	•	•	•	•
Total Amount:		CNY	•	•	•	•	•
• • • • • • • • • •							

All Items Ship to
XYZ Chemical Fab2
No.17 P Road, Q town, R city, Zhejiang, China
• • • • • • • • • •

JETファイルに関する注意点

- JETファイルは、NACCSでの輸出許可申請時に、申請貨物の仕向地や内容（貨物名や数量、使用目的等）、買主・需要者等の内容（名称、住所、事業内容等）等、輸出許可申請案件の内容を記載するファイルです。
- 貨物の名称や価額、買主・需要者等の名称や住所等は、後述する契約書等や買主・需要者等の存在確認資料、誓約書（EUC）に記載された内容と一致させてください。
- JETファイルの各項目への記載内容について、まずは下記URLに示す **「NACCSの記載要領」** をご確認ください。

（電子申請）NACCSの記載要領

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/sinsa-unyo/sinnseisyo-tenpsyorui-itiran/tenp24fy/NACCS_kisaiyouryou.pdf

JETファイルでよくある間違い①

取引内容

CP/CL受理票情報

CP受理票番号	2
CP受理票発行年月日	2022/ . . / . .
CL受理票番号	
CL受理票発行年月日	

★CPを届け出ている場合のみ

CL受理番号、CL受理票発行年月日の記載漏れ、リバイスミス

番号は毎年変わるので、最新の情報を記載してください

取引内容 1

積出港	
-----	--

積出港の記載漏れ

船舶の場合は港、航空機の場合は空港がある都市名を記入。
未定の場合は想定されるものを全て記入。

仕向地情報

仕向地	国コード	CN P.R.OF CHINA
	地域名称	SHANGHAI
経由地	国コード	
	地域名称	
	国コード	
	地域名称	

経由地の記載漏れ

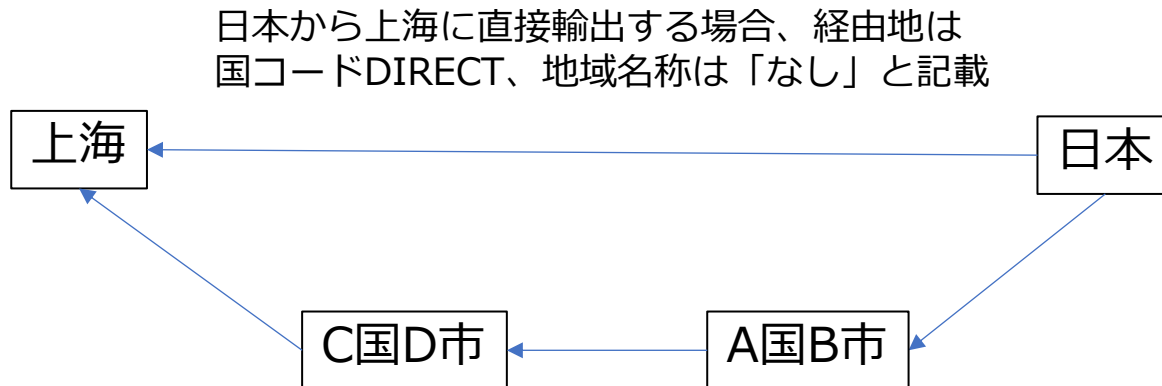
仕向地に到着する前に貨物の積み替えや寄港等で**経由の可能性がある全ての地域（国名および地域名）**を記載してください。

今回の取引では、国コードが「TW TAIWAN」、地域名称が「KEELUNG」となります。

(参考) 仕向地の記載方法

- 日本から仕向地に直接輸出する場合、経由地は国コードDIRECT、地域名称は「なし」となります。
- 経由地を複数入力する場合はJETファイルの欄を増やし記入してください（4箇所まで入力可）。5カ所以上の経由地がある場合は、残りの経由地を「経由地その他欄」に記入してください。

<記載例>



日本からA国B市とC国D市経由で上海に輸出する場合、
経由地は国コードA国と地域名称B、C国と地域名Dを記載

許可証発行後に許可証に記載の無い
経由地が追加になった場合は、輸出
許可証の訂正申請が必要になります。

輸出許可申請の際は可能性のある経
由地を全て記載してください。

JETファイルでよくある間違い②

ここに記載するのは、
輸出者と買主間の
契約書等の内容です。

取引明細001

商品名	Magnet Pump
型式又はモデル番号	ABC-124
製造者名	ABC Engineering Co.,Ltd.
貨物項番 表番号	輸出令別表第 1
貨物番号	3(2)
省令項番 省令番号	2-2-9-
貨物役務区分	貨物
EU番号	
数量	2
数量単位	PC
通貨コード	JPY
単価	500,000
建値コード	FOB
建値地域国コード	JAPAN
建値地域名	SHANGHAI
合価	1,000,000
分割条件数量	
分割条件金額	

貨物型式の記載ミス

契約書等に記載されている型式を記載
してください
今回の取引では、ABC-123を記載する
ことになります。

建値地域コードの記載ミス

契約書等に記載されている地域を記載
してください。
今回の取引では、JAPANもしくは
Yokohamaを記載することになります。
★建値地域名は、確定していない場合
や変更の可能性がある場合には国名
を記入してください。

一部の貨物について記載漏れ

貨物が複数ある場合は、入力欄を増やして、貨物の種類
ごとに取引明細を記載してください。

★今回の取引ではMagnet Pump ABC-600について
も左記と同様の記載が必要です。

Purchase Order

No: 2024-ABC-001
Date: 2024/12/01

Seller: ABC Engineering Co.,Ltd.
Address : 1-2-3 ,ABC-Ku, Tokyo, JAPAN

Buyer: DEF Trading Co.,Ltd.
Address : Room 123, DEF Building, No.1 A Road,
Pudong, SHANGHAI, CHINA

	Q'ty / Unit Price / Amount
Item1: Magnet Pump	
ABC-123	2Pc / 500,000 / 1,000,000
Item2: Magnet Pump	
ABC-600	1Pc/ 800,000 / 800,000
Total Amount(JPY)1,800,000	

FOB Yokohama

JETファイルでよくある間違い③

総合価額

通貨コード	JPY
総合計価額	1,000,000
建値コード	FOB

総合計価額の記載ミス

申請する貨物の合計価額を記載してください。
今回の取引では、1,800,000を記載することになります。

取引内容 2

変動率	×
備考欄	
申請理由	Magnet Pump ABC-124が輸出貿易管理令別表第一 3(2) 9 貨物等省令第2条第2項第9号に該当するため
インフォーム要件該当の別	

貨物型式の記載ミス

契約書等に記載されている型式を記載してください。
今回の取引では、ABC-123を記載することになります。

Purchase Order

No: 2024-ABC-001
Date: 2024/12/01

Seller: ABC Engineering Co.,Ltd.
Address : 1-2-3 ,ABC-Ku, Tokyo, JAPAN

Buyer: DEF Trading Co.,Ltd.
Address : Room 123, DEF Building, No.1 A Road,
Pudong, SHANGHAI, CHINA

	Q'ty / Unit Price / Amount
Item1: Magnet Pump	
ABC-123	2Pc / 500,000 / 1,000,000
Item2: Magnet Pump	
ABC-600	1Pc / 800,000 / 800,000
Total Amount(JPY) 1,800,000	

FOB Yokohama
.

JETファイルでよくある間違い④

買主

買主名	DEF Trading Co.,Ltd.
所在地国コード	TW TAIWAN
所在地住所	Room 123, DEF Building, No.1 A Road, Pudong, SHANGHAI, CHINA
事業内容	
HPアドレス	http://www.
従業員数	25
資本金額	1,000,000
資本金通貨コード	USD
設立年月日	2000/10/15
年間売上	
年間売上通貨コード	
出資法人名称	
出資者の事業内容	
出資者のHPアドレス	http://www.
出資比率	80
出資者の国籍	CHINA

所属国コードの記載ミス

所属国は所在地住所の国名を選択してください。
今回の取引ではCN CHINAとなります。

所在地住所の記載ミス

所在地住所は存在確認資料の住所を記載してください。(英訳の都合上等の理由により表記が異なる場合などは、後述する取引内容3の「その他」欄に理由とともに同じ住所を示す旨を記載してください)

事業内容の記載漏れ

事業内容が多岐にわたる場合は、分野ごとにまとめていただいてもかまいません。ただし、申請貨物を扱う事業については必ず記載してください。

年間売上の記載漏れ

買主のアンニュアルレポート等で公表されていない場合は買主に確認してください。

★情報が開示されない場合は空欄とし、後述する取引内容3の「その他」欄に開示されない旨を記載してください。

出資比率の記載が不十分

出資者が複数存在する場合は出資者の欄を増やし、比率の合計が100%になるまで出資者を追記してください。

★出資者が多数存在する場合は、上位3～4社を目処に記載し、残りは「その他小口出資者」等と記載の上、残りの出資比率をまとめて記載する形でもかまいません。

JETファイルでよくある間違い⑤

買主欄の続き

役員名：氏名	○ ××
役員の肩書	President
役員の国籍	CHINA
役員名：氏名	○ △△
役員の肩書	General Manager
役員の国籍	CHINA
主要取引先名	GGG Industry Co.,Ltd.
主要取引先の事業内容	
主要取引先のHPアドレス	http://www.
主要取引先の国籍	CHINA
主要取引先名	PQR
主要取引先の事業内容	
主要取引先のHPアドレス	無し
主要取引先の国籍	CHINA

名称の記載ミス

正確な事業者名を記載してください（略称は不可）。
例：正式名称がPQR Science and Technology Co.,Ltd.
の場合は、この名称をそのまま記載。

★中国や台湾等の漢字名の事業者であっても、英語名を記載してください。

事業内容の記載漏れ

事業内容が多岐にわたる場合は、分野ごとにまとめていただいてもかまいません。ただし、申請貨物を扱う事業については必ず記載してください。

荷受人および需要者（仲介者が存在する場合は仲介者も）についても、買主と同様にJETファイルに各者の情報を記載してください

JETファイルでよくある間違い⑥

需要者欄

需要者（所有者）所有者名	XYX Chemical Co.,Ltd.
需要者 所在地国コード	CN CHINA
.....	
需要者（所有者）使用工場等名称	
需要者（所有者）使用工場等所在地	
需要者（所有者）1年以内の許可実績の有無	
需要者（所有者）日系企業資本が50%以上の有無	無
需要者（所有者）出資法人名称	
.....	

需要者欄のみの追加事項

貨物使用場所の記載漏れ

貨物の使用場所（又は保管場所）が需要者の所在地と異なる場合は、貨物の使用場所を記載してください。

今回の取引では、次のとおり記載することになります。
使用工場等名称：Fab2
使用工場等所在地：No.17 P Road, Q town, R city, Zhejiang, China

許可実績の記載漏れ

1年以内に許可実績がある場合は、許可番号を記載してください。

★今回の貨物と項番が異なる場合でも、今回の申請と同じ需要者に対する許可実績がある場合は「有」を記載してください。

日系企業資本50%の有無の誤認

親会社が日本企業でなくとも、実質的に日系企業であればこの算定の対象となります。

例：親会社は、日本企業が100%出資した中国現地法人（形式上は中国企業でも日系企業扱い）

JETファイルでよくある間違い⑦

取引内容 3

使用目的	半導体用薬剤（〇〇）の製造
使用方法	半導体用薬剤を移送するポンプとして使用（交換用・予備用）
取引経緯	
その他（積戻しの有無の説明など）	
希望有効期限	
関連許可番号	
契約年月日	
契約書又は発注書番号	
暗号アルゴリズム	
鍵長	
同時申請用整理番号	
紙交付希望の有無	無

説明が不十分

貨物を用いて製造する製品だけでなく、貨物を何に使うのかも記載してください。
今回の取引であれば、「半導体用薬剤（〇〇）の製造工程（〇〇反応工程等、特定の工程があればそれを記載）で原料の移送に使用」等と記載。

説明が不十分

貨物を、最終製品の製造工程のどの工程で使用するのか、どのように使用できるかが分かるように記載してください。
今回の取引であれば、「ABC-123については、1台を半導体用薬剤の原料（△△）を原料タンクAから反応槽1に移送するポンプの交換品として使用。もう1台は予備品。ABC-600については、反応槽1で製造した中間物を反応槽2に移送するポンプの交換品として使用。」等と記載。

取引経緯の記載漏れ

需要者が貨物を購入することになった経緯や新規・継続取引の別等を記載してください。

記載例 1：

10年前から定期的取引を行っている。今回は過去に納品したポンプが故障したため、同型式のポンプの発注を受けたもの。

記載例 2：

弊社代理店である買主が需要者の工場を訪問し弊社製品を紹介。需要者が関心を示したため、製造現場に適した製品を打ち合わせた上で今回初めて取引を行うことになった。

契約年月日等の記載漏れ

輸出者の契約日や契約番号を記載してください。
今回の取引であれば、契約日は2024/12/01、契約番号は2024-ABC-001となります。

関連番号の記載漏れ

今回の申請と同じ商流で過去に許可実績があれば、その許可番号を記載してください。

契約書等に関する注意点

- 契約書等は次の点に分かるものを提出してください。

- ① 契約者（売主・買主・需要者）の名称
- ② 契約年月日、契約番号
- ③ 貨物の名称・型番等
- ④ 売買や譲渡等する個々の貨物の数量および価額（単価・総額）
- ⑤ 貨物の建値および地域名（FOB JAPAN、CIF SHANGHAI等）

※輸出者と買主間以外の契約書等の場合は、④の価額および⑤をマスキングしても構いません。

- 貨物が「〇〇一式」となっていて個々の申請貨物の価格・数量が記載されていない、建値が記載されていない等、上記③～⑤の内容が契約書等から読み取れない場合は、次の資料を契約書等に添付してください。

- ◆ 輸出者と買主間の契約書等の場合：

- ③～⑤の内容が分かる価格等内訳説明書

※価格等内訳説明書は、右記URLの様式12を用いて作成してください：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply12.html>

- ◆ その他の契約書等の場合：

申請貨物の取引が確認できる、当該契約書等に紐付く関連書類（見積書・仕様書等）

該非判定書に関する注意点

- 該非判定書は、次の内容が分かるものを提出してください。

- ①貨物の名称・型番等
- ②貨物製造者の名称
- ③貨物が該当する輸出令別表第1の項番および貨物等省令の該当箇所
※最新の政省令に沿った該非判定であることを確認してください
- ④③の判定根拠となる貨物の技術的なスペック

<該非判定書の例>

該非判定書

貨物名：Magnet Pump ABC-123
製造者：ABCエンジニアリング株式会社
判定：輸出令別表3(2)9、貨物等省令2条2号9（ハ）に該当
理由：本貨物の吐出量は3.6m³/hであり、内部がフッ素樹脂で
コーティングされているため

判定者：ABCエンジニアリング株式会社
輸出管理者 ○○ ○○
判定日：2024年11月20日

- 該非判定書に規定の様式はありません。
- 輸出者自身で該非判定書を作成することが難しい場合は、貨物の製造者から入手してください。
- 製造者から該非判定書入手する場合であっても、輸出者も判定結果の妥当性を確認してください。

需要者等の事業内容および存在確認に資する資料 に関する注意点

- 輸出許可申請に当たっては、当該輸出許可申請の商流に係わる全事業者（買主、荷受人、需要者、仲介者等：以下、需要者等という。）について、その事業内容や申請住所に存在することが確認できる資料を提出する必要があります。
- 需要者等の事業内容や需要者等が申請住所（貨物の使用場所が申請住所と異なる場合は、申請住所と使用場所の両方）に存在することが確認できる資料としては、基本的に公的資料又は公表資料（登記簿や登記された情報が記載されている書類、HP等の該当部分）を提出してください。

- 提出していただく資料は、需要者等の正式名称、事業内容、申請住所（使用場所が申請住所と異なる場合は使用場所の住所も必要）が記載されているものに限りです。
- 需要者等の申請住所や貨物の使用場所が登記簿等から確認できない場合は、公的機関（自治体等）が発行した各種証明書や電気代等公共料金支払いの領収書等（需要者等の名称と住所が確認できるものに限り）で代用することができます。
- いずれの資料においても、需要者等の名称や住所等の該当箇所には、着色や下線を付してください。また、資料が英語以外の言語で記載されている場合は、該当箇所について英訳を付してください（事業内容は日本語訳でも可）。

● 今回の取引であれば、次のような資料を提出することになります。

買主：DEF Trading Co.,Ltd.のHP

需要者：XYZ Chemical Co.,Ltd.の企業信用信息公示報告

http://www.DEF Trading

DEF

DEF Trading Co.,Ltd. is a distributor of industrial pumps from world famous pump makers for Chemicals, Semiconductor,

.

.

Location

Room 123, DEF Building, No.1 A Road, Pudong, SHANGHAI, CHINA

. @

国家企业信用信息公示系统
NATIONAL ENTERPRISE CREDIT INFORMATION PUBLICITY SYSTEM

企业信用信息公示报告

企业名称 有限公司

登記情報は次のページ

政府部门公示信息

統一社藍信用信用代码

类型 :

注册资本 :

.

住所 :

经营范围 :

股东及出资的详情

主要人员信息

变更信息

	变更前内容	变更后内容	变更日期
名称变更			
.			

企业名称 : 有限公司

法定代表人 :

成立日期 :

No.2 C Road, D Economic Development Zone, Jiaxing, Zhejiang, China

該当部分に着色や下線を付してください

原本が英語以外の言語で記載されている場合は、該当箇所の英訳を追記（事業内容は日本語訳でも可）

企業信用信息公示報告（中国企業の電子版登記情報）には、最新の事業者等の名称、事業内容、住所、役員、出資者等の情報とともに、これらの変更履歴も記載されています。営業許可証（营业执照）も登記情報の資料になりますが、出資者等の情報が記載されていないため、**企業信用信息公示報告の方が望ましい**です。なお、両資料とも発行日が古い場合は再取得をお願いする場合があります。

- 使用場所等が登記簿等から確認できない場合は、例えば次のような資料を提出することになります。

貨物使用場所の電気代の領収書

电子发票（増値税专用发票）	
购买方	名称・・・有限公司 XYZ Chemical Co.,Ltd.
	地址・・・・・・・・ No.17 P Road, Q town, R city, Zhejiang, China
电费・・・・・・・・	

事業者名と貨物の使用場所が明記されているものに限りです

英語以外の言語で記載されている場合は、英訳を付してください。

貨物使用場所の自治体が発行した土地の使用許可証

・・・市政府・・・局	
.....	
名称・・・有限公司	XYZ Chemical Co.,Ltd.
地址・・・・・・・・	No.17 P Road, Q town, R city, Zhejiang, China
使用年限・・・・・・・・	

下記のとおり土地の使用を許可する～

貨物使用場所の使用許可が得られていることが分かる箇所を示してください。
英語以外の言語で記載されている場合は該当箇所に訳（日本語又は英語）を付してください。

(参考) 登記情報が記載された文書の例

中国

国家企業信用信息公示系統 企業信用信息公示報告

<社名・資本金・設立年月日・代表者名・所在地・業務範囲・出資者・役員>

台湾

法人：經濟部商業發展署 商工登記示資料查詢服務

<https://findbiz.nat.gov.tw/fts/query/QueryBar/queryInit.do>

<社名・資本金・所在地・設立年月日・代表者名・業務範囲・出資者(ただし役員を派遣している者のみ)・役員>

工場：經濟部産業發展署 工廠公示資料查詢系統

<https://serv.gcis.nat.gov.tw/Fidbweb/>

<社名・工場名・工場所在地>

香港

商業登記条例に基づく商業登記証

<社名・所在地・業務範囲>

ベトナム

INVESTMENT AND PLANNING DEPARTMENT OF ○○/BUSINESS REGISTRATION OFFICE ENTERPRISE REGISTRATION CERTIFICATE

<社名・所在地・資本金・出資者・代表者>

タイ

Ministry of Commerce/Department of Business Development AFFIDAVIT

＜社名・役員・資本金・所在地・業務範囲＞

シンガポール

ACCOUNTING AND CORPORATE REGULATORY AUTHORITY(ACRA) Business Profile

＜社名・所在地・設立年月日・業務範囲・資本金・役員・出資者＞

マレーシア

COMPANY COMMISSION OF MALAYSIA CORPORATE INFORMATION

＜社名・設立年月日・所在地・支店所在地・事業内容・資本金・役員・出資者＞

フィリピン

財務省内国歳入庁 CERTIFICATE OF REGISTRATION

＜社名・所在地・設立年月日・事業内容＞

インドネシア

BUSINESS LICENSE TO SUPPORT BUSINESS ACTIVITIES FERTILIZER REGISTRATION

＜社名・所在地・事業内容・工場所在地＞

SHAREHOLDERS DECISION STATEMENT（法務人事省に提出する役員情報公証人証書）

＜社名・役員＞

誓約書（EUC）に関する注意点

- 誓約書（EUC）は同じものを2通作成し、申請者と需要者が原本を各々1通保管してください。
- 輸出許可申請に当たり、申請者は、必ず申請前に誓約書の原本を入手してください。
- 誓約書の記載内容に不備がある場合は、誓約書の再取得が必要となる場合があります。記載内容に不備が無いか、申請者と需要者は署名前に入念に確認してください。
- 需要者から入手した誓約書の加工（追記・修正等）は絶対に行わないでください。

※申請書類の偽造に該当し、処分の対象となります。

誓約書（EUC）でよくある間違い①

SECTION 1（関係者欄）部分でよくある間違い

(This Form is designed by METI and shall be completed by the end-user in the country of destination.)

Name of the exporter in Japan
ABC Engineering Co.,Ltd.

END-USE CERTIFICATE (EUC)

for presentation to the Export Control Authority of Japan (METI)

SECTION1: PARTIES CONCERNED

(a)	Name of Exporter	ABC Engineering Co.,Ltd.		
(b)	Name of Buyer	DEF Trading Co.,Ltd.		
(c)	Buyer's Address	P. R. OF CHINA Room 123, DEF Building, No.3 A Road, Pudong, SHANHAI, CHINA	(Country)	
(d)	Name of Consignee	Same as buyer		
(e)	Consignee's Address	Same as buyer	(Country)	TAIWAN
(f)	Name of End-User	XYZ Chemical Co.,Ltd.		
(g)	End-User's Address	P. R. OF CHINA No.2 C Road, D Economic Development Zone, Jiaxing, Zhejiang, China	(Country)	
(h)	Specific Location where the item(s) will be used (if different from (g))			

FORM 2

EUC様式の選択ミス

貨物の種類によりEUCの様式が異なります。使用すべき様式については下記URLのページをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shinseisho/tenp u24fy/seiyakusho_yoshiki_kisaiyouryou.html

住所の記載ミス

×：No1とすべきところNo3と誤記
SHANGHAIとすべきところSHANHAIとスペルミス

JETファイルに記載した申請住所および存在確認書類と同じであることを確認してください。

★台湾の場合、住所表記に「R.O.C」は不要です。

国名の記載ミス

×：左記住所欄と本欄の国名が一致しない
左記住所欄に国名が記載されていない
左記住所欄に国名が記載されていても、本欄にも国名の記載が必要です。

貨物使用場所の記載漏れ

貨物の使用場所が(g)に記載の住所と異なる場合は、本欄に使用場所を記載してください。
今回の取引では、No.17 P Road, Q town, R city, Zhejiang, China を記載することになります。
(g)の場所とそれ以外の場所複数箇所で使用する場合は、(h)にはそれ以外の場所だけではなく(g)の住所も併記してください。※それ以外の場所だけ書くと(g)では使われないと読めてしまうため。

誓約書（EUC）でよくある間違い②

SECTION 2（貨物等の概要欄）部分でよくある間違い

SECTION2: ITEMS (goods, software, technology)

(a) Description of the item(s)		(b) Quantity/Weight	
Name of the item(s)	e.g. Name of Manufacturer /Model, Class, Type, Serial Number	Quantity/Weight	unit
Magnet Pump	ABC Engineering Co.,Ltd./ ABC-124	3	PC
(c) Contract Number	2024-ABC-001	Contract Signing Date	2024/11/20

貨物型式、数量の記載ミス

×：123を124と誤記、型式の記載漏れ
2PCを3PCと誤記、数量の記載漏れ

契約書等に記載されている型番および数量と同じ内容が記載されてるかを確認してください。

★1個2個と数えられる貨物については、その個数のみを記載し、重さを記載する必要はありません。weightは、液体や粉体等の重さで取引する貨物の場合の数量を記載するために表記されています。

契約書等の番号および日付の記載ミス

×：番号や日付を誤記、番号や日付の記載漏れ
買主等、需要者以外の契約書等の番号や日付を記載

本欄に記載するのは、需要書の契約書等の番号および日付です。

今回の取引では、買主と需要者間の発注書に記載された番号（XYZ241110）と日付（2024/11/20）を記載することになります。）

貨物の記載漏れ

今回の取引では、ABC-600 1PCについても記載が必要です。

誓約書（EUC）でよくある間違い③

SECTION3（誓約事項）部分でよくある間違い

SECTION3: COMMITMENT

- (a) The item(s) indicated in SECTION2 will be used for
Circulating and transforming ○○
- (b) The above-mentioned Item(s) and/or replica thereof will not be used for the development, production, stockpiling, testing, or use of nuclear weapons, chemical weapons, biological weapons and WMD or nor be used in any nuclear explosive activity, nuclear fuel-cycle activity and/or heavy water production or enrichment activities. The items will be used for civil purpose only.
- (c) The above-mentioned item(s) will be used by the end-user indicated in SECTION1 only and remain / be consumed in **P. R. OF CHINA** (country of final destination).
- (d) We (I) shall not re-export the above-mentioned item(s). In the event we (I) have to re-export the item(s), we shall obtain prior consent of **ABC Engineering Co.,Ltd.** (the name of the exporter) who was obliged by METI.
- (e) (When the above-mentioned Item(s) include(s) technology -- yes ☒ (The Signer shall put a check mark by hand)), it will be treated as strictly confidential.
- (f) Additional Commitment(s):
- (g) The ownership and/or rights to use of the above-mentioned item(s) will only be transferred to a third person/company on condition that this third person/company accepts the commitments of the above declaration as binding for itself and on condition that this third person /company is known to conduct civil business activities.
- (h) (The Signer shall put a check mark by hand) ☐ We (I) were (was) explained and surely understand the contents of "Notice relating to EUC" from METI.

貨物の用途の説明が不十分、JETファイル記載の用途と齟齬がある
次の点に分かる説明内容としてください。

- ・ 輸出許可申請する貨物を用いて何を作るのか（最終製品名）
- ・ 当該貨物をどのような工程で、どのように使うのか

記載例：

ABC-123は半導体のエッチング剤（○○）を製造する工程で原料（△△）となる薬剤を原料タンクAから反応槽 1 に移送するポンプの交換用および予備用として使用。ABC-600 は、反応槽で製造した中間物を反応槽 2 に移送するポンプの交換用として使用。

技術提供の誤記

輸出許可申請する貨物に関する技術（プログラムを除く）と非公開のソースコードを提供しない（役務申請に該当しない）場合は、本欄にチェックしないください。

「最終用途誓約書の注意事項」の内容を説明され理解した旨のチェック漏れ

必ず、誓約書のサイン自身に自筆でチェックしてもらってください。
本欄が未チェックの場合は、誓約書の再取得が必要になります。

誓約書（EUC）でよくある間違い④

署名欄でよくある間違い

Signature by the president / authorized person of the company/organization	
	
Name of the company/organization	
XYZ Chemical Co.,Ltd.	
Name of the signer in block letters	Title of the signer
Q.Q. xx	Sales Manager
Date	
2024/11/18	

署名者氏名をブロック体で記載してください。
★中国語表記のみは不可

(If you need to use continuation sheets, the above-mentioned thick frame portion including the signature must be put for each.)

署名日のミス

本誓約書は、成立した契約内容についての誓約となります。このため、署名日はSection2(c) Contract Signing Date以降の日としてください。

署名日がこの日以前（又は日付の記載漏れ）の場合は、誓約書の再取得が必要になります。

今回の取引では、買主と需要者間の発注書の日付（2024/11/20）以降の署名日とすることが必要です。

誓約書サイナーの署名漏れ

必ず、誓約書のサイナーに自筆で署名してもらってください（電子署名は不可）。
本欄に署名がない場合は、誓約書の再取得が必要になります。

<注意>

登記簿等で署名の条件が定められている場合は、その条件に従った署名としてください。

例：特定の代表者による署名（複数者の場合有り）+ 社印（company's seal）等
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda24.html#4> のQ17参照

サイナーの肩書きが分かる資料（登記簿等）も提出してください。

サイナーが不適切

誓約書のサイナーは、代表者等、取締役以上の者（ボードメンバー）としてください。

署名権限がある者の肩書きの例：

Representative、Chairman、President、Director、董事長、総経理（General Manager）等

署名権限のない者が署名している場合は、誓約書の再取得が必要となります。

なお、署名権限のない者を署名者にせざるを得ない場合は、署名権限を有する者からEUCへの署名権限を付与されていることが確認できる委任状を取得してください。

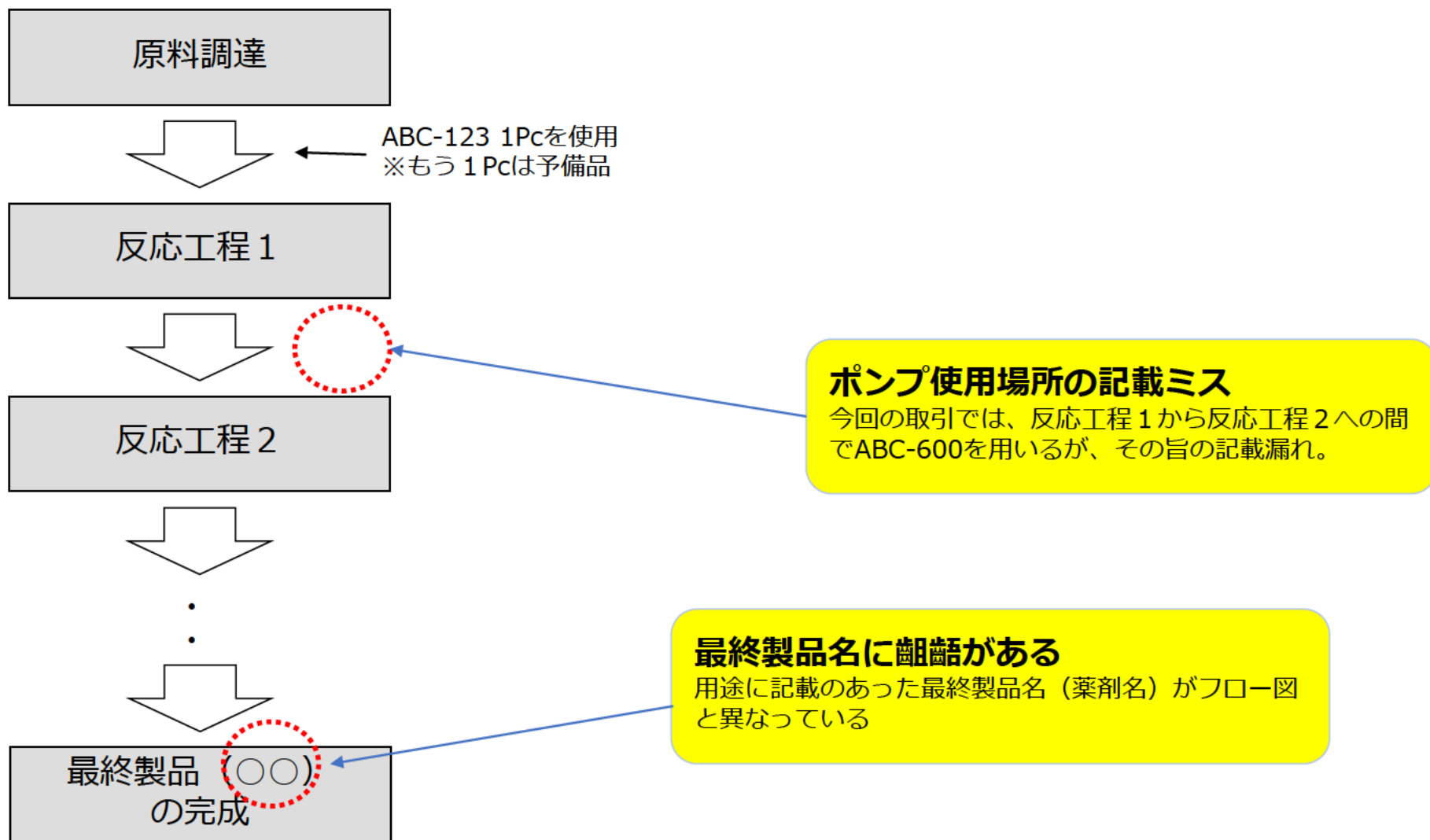
当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する注意点

- 最終製品の製造フローに関する資料としては、申請貨物を用いて製造する最終製品の製造工程図や申請貨物を用いるプラントの配管系統図等が該当します。
- 製造工程図や配管系統図の中で申請貨物が使用される工程や場所には着色や下線を付してください。

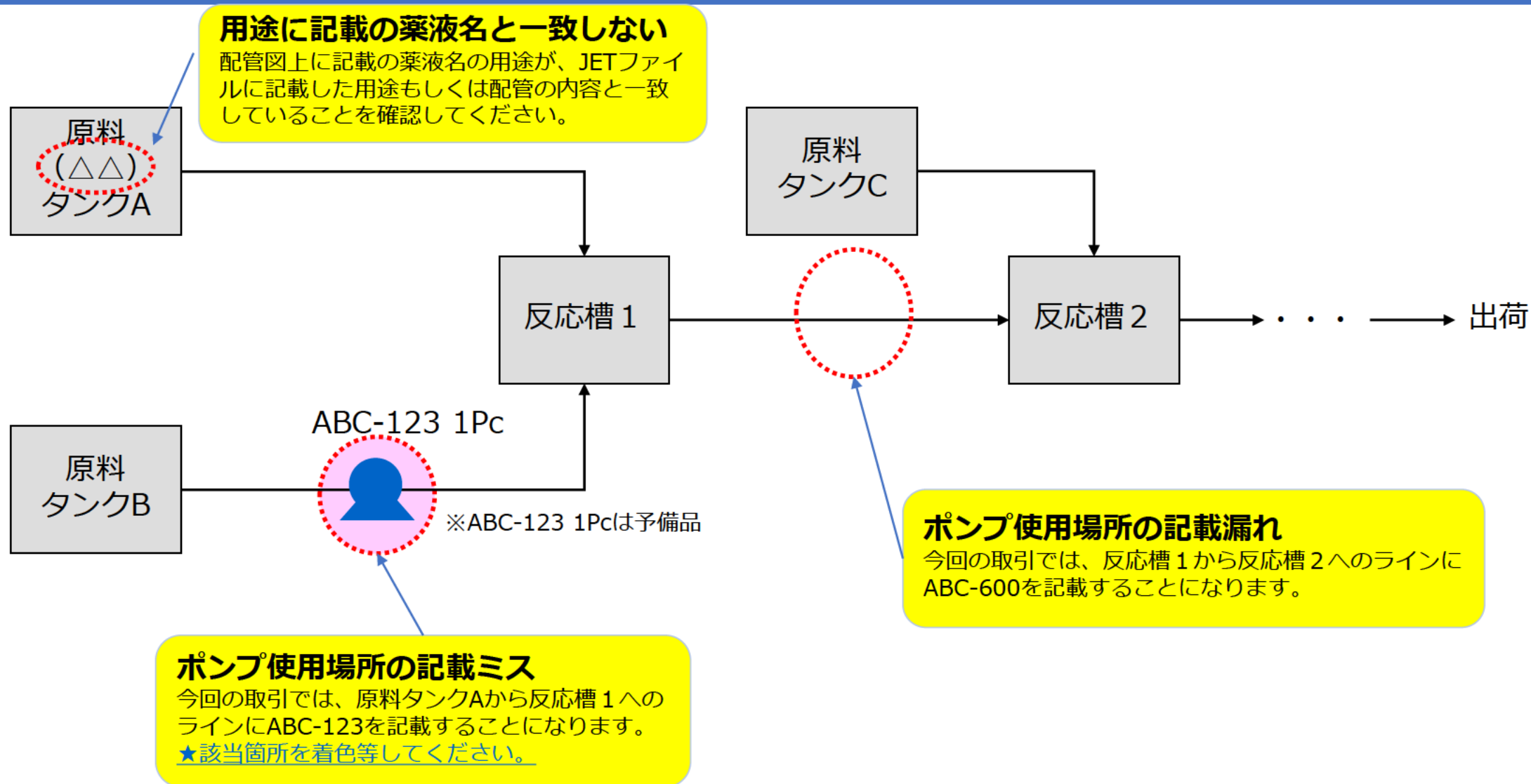
※審査時間の短縮化のため

- 製造工程図や配管系統図の内容と、JETファイルに記載された貨物の使用方法との相違が散見されます。ミスの防止には、貨物の使用工程や使用箇所等について技術的知見がある方の再確認が有効です。

当該貨物を使用する最終製品の製造工程図でよくある間違い



当該貨物を使用するプラントの配管系統図 でよくある間違い



間違いを防止するための主な対応

- 輸出許可申請のミスを削減するには、申請内容を複数者で確認することが効果的です。
- 複数者での内容確認を確実に行うためには、書類の作成・確認の手順、確認担当者・責任者を定め、このことをルール化することが重要です。
※申請担当者とその上司が内容確認することを内規で定める等
- 特にCP作成事業者におかれましては、輸出管理部門も取引審査だけでなく、輸出許可申請内容についても確認を行うよう務めてください。

(参考) 許可証発行までの所要期間

- 審査期間は、要件に適合した申請の受理日から原則として90日以内（JETファイルの補正や追加資料等への対応期間を除く）としています。
- 特に連休前等、輸出許可申請が集中する時期は、経済産業省の審査官が申請内容の確認を行うまで時間を要することがあります。
- 審査官は申請順に申請内容の確認を行っており、審査の公平性を期する観点から、「納期が迫っているので自社の審査を優先してほしい」といった要望には原則お応えしておりません。
- 許可証発給までの所要期間も鑑みて、余裕を持ったスケジュールでの輸出許可申請をお願いします。

まとめ

- 輸出許可申請を行う際は、JETファイルや各提出書類に記載漏れや誤記が無いことを入念に確認してください。
- 誓約書（EUC）は、記載内容に不備がある場合は再取得になりますので、特に注意してください。
 - EUCの再取得の際は、不備を修正→再度需要者の署名を得た上で、修正後のEUCの原本を入手し直す（原本は2通作成し、輸出者と需要者で持ち合う）ことが必要になるため、受理までに相当程度の時間を要することがあります。
 - 以下の点については誤りが多いため、十分に注意して下さい。
 - ①「最終用途誓約書の注意事項」の内容を説明され理解した旨のチェック漏れがないこと
 - ②代表者又は代表者から署名権限を付与された者が署名していること
※署名権限を付与された者が署名している場合は、権限付与の委任状を提出してください。
 - ③署名日は需要者の契約書等の契約日以降であること

- 申請貨物を用いた最終製品の製造工程図や配管系統図では、申請貨物が使用される工程や場所に着色や下線を付してください。

※審査時間の短縮化のため

- JETファイルや各提出書類上のミスを削減するためには、複数の者で内容確認を行うことが効果的です。
- 経済産業省の審査官は、申請順に輸出許可申請案件の内容を確認しています。許可証発給までの所要期間も鑑みて、余裕を持ったスケジュールでの申請をお願いします。